

## 令和6年度長野県本人確認情報保護審議会 会議録（要旨）

1 日 時 令和7年1月22日（水）10時00分～11時00分

2 場 所 長野県庁西庁舎301号会議室（オンライン併用開催）

### 3 出席者

委員 柳澤修嗣委員、有吉美知子委員、和崎克己委員、向井はる香委員、  
上久保誠委員、児玉香織委員

長野県 中村徹企画振興部長、平林正枝市町村課長  
山川晃デジタルインフラ整備室長

### 4 議事録（要旨）

#### 議事1 会長等の選任について

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の第7条第1項の規定に基づき、柳澤委員を会長に選任

#### 議事2 本人確認情報等の県事務利用状況について

○事務局から資料に基づき説明を受け、報告内容を了承

#### 議事3 県の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

○事務局から資料に基づき説明を受け、報告内容及び県のセキュリティ対策を了承

#### 議事4 本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について

○事務局から資料に基づき説明を受け、住民基本台帳ネットワークの利用を了承

#### その他 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

○事務局から資料に基づき説明

**【閉会】**

# 長野県本人確認情報等保護審議会 次第

日時 令和7年1月22日（水）10時00分～

（オンライン併用開催）

西庁舎 301号会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

- （1） 会長等の選任について
- （2） 本人確認情報等の県事務利用状況について
- （3） 県の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について
- （4） 本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について

## 3 その他

市町村の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

## 4 閉 会

### 配付資料

- 資料1 長野県本人確認情報等保護審議会の概要について
- 資料2 本人確認情報等の県事務利用状況について
- 資料3 県の住民基本台帳ネットワークセキュリティ対策（監査報告）について
- 資料4 本人確認情報の利用拡大について
- 資料5 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

## 長野県本人確認情報等保護審議会委員 名簿

(任期 令和6年3月15日 ～ 令和8年3月14日)

(敬称略)

区 分	氏 名	職 業 等	備 考
個人情報 の保護に関し 識見を有す る者	柳澤 修嗣 (やなぎさわ しゅうじ)	弁護士	
	有吉 美知子 (ありよし みちこ)	弁護士	
情報通信技 術の利用に 関し識見を 有する者	和崎 克己 (わさき かつみ)	信州大学 工学部教授	(WEB参加)
	向井 はる香 (むかい はるか)	PwC Japan有限責任監査法人	
関係市町村 等の職員	上久保 誠 (かみくぼ まこと)	駒ヶ根市市民課長	(WEB参加)
	児玉 香織 (こだま かおり)	軽井沢町住民課長	(WEB参加)

資料 1	長野県本人確認情報等保護審議会
	令和 7 年 1 月 22 日

## 長野県本人確認情報等保護審議会の概要について

# 住民基本台帳法の改正に伴う県の対応について

## ○背景

- ・令和元年に公布されたデジタル手続法は、行政機関だけでなく国民個人も情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指しており、その取組の一つとして、「改正住民基本台帳法」の施行等により、国外転出者によるマイナンバーカードの利用が令和6年5月27日から開始された。
- ・改正法の施行により、「住民票」を基に国内に住所を有する者の個人認証を行う「本人確認情報」に加え、国外転出者の個人認証を行う「附票本人確認情報」の運用が開始され、県も取り扱うことから、関連する県条例の規定を改正（R6.6月議会）

## 【改正住民基本台帳法のポイント】

	本人確認情報	附票本人確認情報
基となる台帳	住民票(法7条)	戸籍の附票(改正法17条)
記録事項	①氏名 ②住所 ③出生の年月日 ④男女の別 等	①氏名 ②住所+ <u>国外転出者である旨</u> ③出生の年月日 ④男女の別 等
国外転出後	削除される	削除されない
主な利用	申請・届出受理等の本人確認	国外転出者の本人確認



- 現時点において、「附票本人確認情報」の県事務利用は行わないことから、利用に関する事項は、今後、具体的な利用希望が出た際に本審議会において審議の上対応する。
- 本審議会の所掌事項については、県条例の改正に関するものの他、「本人確認情報」と同様に県における安全確保措置の実施状況の報告等を事務局から受けることとする。

## 1 長野県本人確認情報等保護審議会の概要

### 1 所掌事項（法第30条の40、条例第3条第3項）

本人確認情報、附票本人確認情報の保護に関する事項を調査審議する。

- (1) 法律によって審議会の権限に属せられた事項の調査審議  
… 住民票コードの利用制限違反に対する知事の中止命令に関する事項
- (2) 知事の諮問に応じた調査審議  
… 本人確認情報等の保護に関する事項、本人確認情報等を県が利用する場合に制定する条例に関する事項 等
- (3) 知事に対する建議
- (4) 本人確認情報等の保護に関して知事が講じた措置等に関する報告の聴取（条例）

### 2 組織（条例第5条～第7条、第8条第2項）

- (1) 定数 7人以内  
（個人情報の保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者、関係市町村等の職員）
- (2) 任期 2年
- (3) 会長等 会長1人（委員の互選）、会長代理1人（会長の指名）
- (4) 会の成立 過半数の出席

### 3 審議（条例第8条第1項、第3項～第4項）

- (1) 議長は会長が務める。
- (2) 審議事項の議決は出席委員の過半数で決定。
- (3) 審議事項は原則公開。  
… ただし、本人確認情報等の保護を図る上で支障があると認められる場合は、非公開。公開の場合は傍聴を認める。

## 2 住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の保護に関する条例

### （目的）

**第1条** この条例は、県の機関が保有する本人確認情報等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の6第1項に規定する本人確認情報及び法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう。以下同じ。）の保護に関する県の責務を明らかにするとともに、法の規定に基づく本人確認情報等の処理及び利用等に関し必要な事項を定め、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

### （県の責務）

**第2条** 県は、本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止等の本人確認情報等の適切な管理に関する施策、本人確認情報等の不適正な利用等への対処に関する施策その他本人確認情報等の保護に関して必要な施策を実施するものとする。

### （知事の講ずべき措置等）

**第3条** 知事は、本人確認情報等の保護に関し、本人確認情報等の管理体制に係る事項、本人確認情報等への不正アクセス行為の防止に係る事項、本人確認情報等の電子計算機処理等に用いる機器に障害が発生した場合、本人確認情報等に係る不正行為が確認された場合等緊急時の対応に係る事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 知事は、本人確認情報等が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき若しくはこれらのおそれがあると認めるとき又は県の機関において本人確認情報等が適正に利用され、若しくは提供されていないと認

めるときは、地方公共団体情報システム機構及び市町村との連携と協力の下に、関係者からの報告の徴収、調査等本人確認情報等の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、前項に規定する措置を講じたときは、長野県本人確認情報等保護審議会に報告し、その審議を経て、その内容を公表するものとする。

(長野県本人確認情報等保護審議会)

第4条 法第30条の40第1項（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報等の保護に関する審議会として、長野県本人確認情報等保護審議会（以下「審議会」という。）を置く

第5条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、個人情報の保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者及び関係市町村等の職員のうちから知事が委嘱する。

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き、公開とする。

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第10条 第4条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(自己の本人確認情報の開示等)

第11条 法第30条の32第1項（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により自己に係る本人確認情報等の開示を請求する者は、自己が当該請求に係る本人確認情報等の本人であることを明らかにするために必要な書類で知事が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 法第30条の32第2項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による開示は、法第30条の32第1項の開示の請求を受理した日から起算して10日以内に行うものとする。

3 知事は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、同項の開示の請求をした者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知するものとする。

4 法第30条の32第2項の規定により書面による本人確認情報等の開示を受ける者は、実費の範囲内において知事が定める費用を負担するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、法第30条の32（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報等の開示及び法第30条の35（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報等の訂正に関し必要な事項は、知事が定める。

(補則)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(罰則)

第13条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

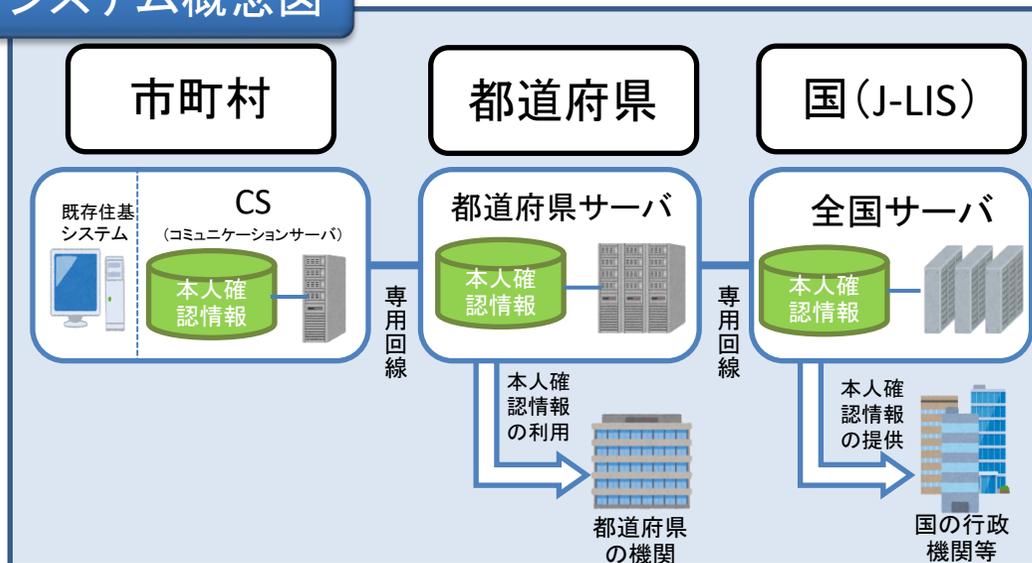
資料 2	長野県本人確認情報等保護審議会
	令和 7 年 1 月 22 日

## 本人確認情報等の県事務利用状況について

# 住民基本台帳ネットワークシステムについて

- 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」)とは、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム
  - 市町村長は都道府県知事へ、都道府県知事は地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」)へ本人確認情報(※)を通知し、各団体のサーバに本人確認情報等を保管することにより実現
    - ※本人確認情報:氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード、旧氏及びこれらの変更情報
- 住基ネットを構築することにより実現可能となった事項
  - ① 市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理
    - 住民票の写しの広域交付や従来の紙による通知から電子による通知が可能に
  - ② 法令等で定める事務に関して、国の行政機関や地方公共団体の執行機関等へ本人確認情報を提供
    - 行政手続きにおける住民票の写し等の提出が不要に (例)パスポート申請時の添付、年金現況届の提出
  - ③ マイナンバーカードの活用
    - 電子証明書をマイナンバーカードに格納することによりオンラインでの申請が可能に (例)e-Tax、マイナポータル

## システム概念図



## 【法令等で定める事務の区分と本人確認情報の提供元】

事務利用の区分	提供を受ける機関	提供元	
法定事務 (住民基本台帳法別表で規定)	別表1	国の行政機関等	全国サーバ
	別表2	市町村	全国サーバ
	別表3	都道府県	全国サーバ(※)
	別表4	市町村	全国サーバ(※)
	別表5	都道府県	自都道府県サーバ
	別表6	都道府県知事以外の執行機関(教育委員会等)	自都道府県サーバ
条例事務 (都道府県条例で規定)	都道府県知事及び都道府県知事以外の執行機関(教育委員会等)	自都道府県サーバ	

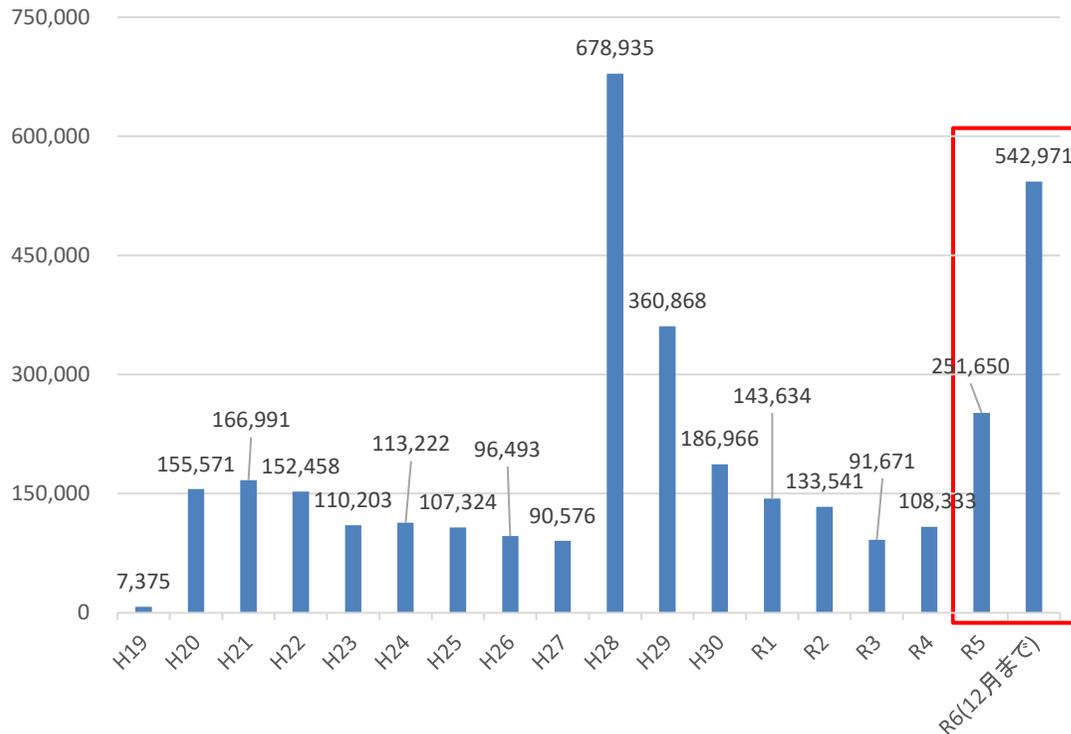
本県のサーバを利用する事務の範囲

※他の都道府県住民の本人確認情報の提供を受ける場合に限る。

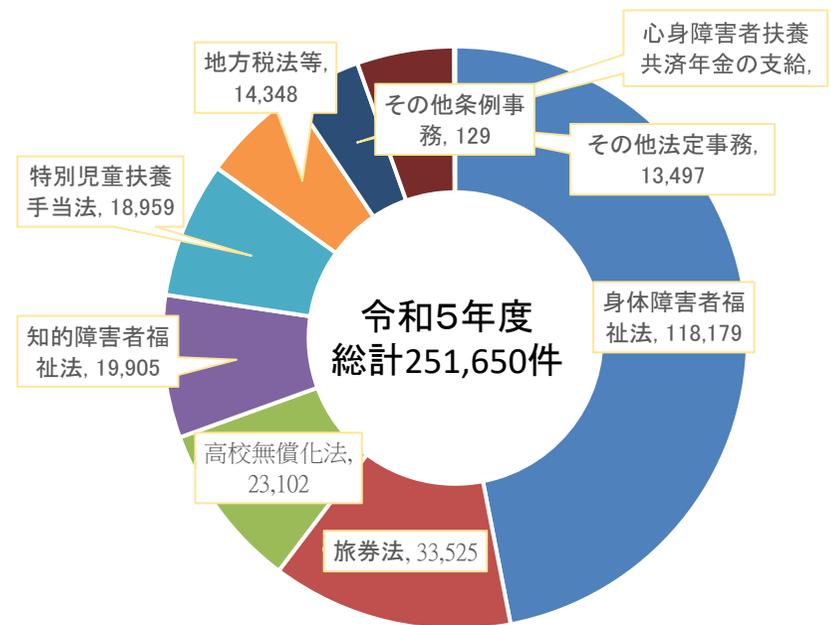
# 本人確認情報等の県事務利用状況について

- 現在、本県では「住民基本台帳法」及び「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」に基づき、48の事務について住民基本台帳ネットワークを活用
- 令和5年度は、マイナンバー情報総点検に伴う身体障害者福祉法等に係る事務が増加（R4：0件→R5：約11.8万件）したことにより、事務利用件数は延べ251,650件となっている（令和4年度の件数を約14万件上回る）
- 令和6年度は、マイナンバー情報総点検によりマイナンバーの紐付けが判明したため、総点検対象外の事務（マイナンバーの紐付けを行う全ての事務（17事務））についても自主点検を行い、点検作業に係る事務が増加したため、事務利用件数は延べ542,971件となっている（令和5年度の件数を約29万件上回る）

【住基ネット利用件数の推移（H19～R6）】



【住基ネット利用件数の種別構成（R5）】



※利用件数は別表5及び6、条例事務に関するものを集計している。

# (参考) 本人確認情報の利用状況詳細 (令和5年度)

法定事務(33事務)	利用事務の概要	担当課	利用件数
	法定事務計		
恩給法	退職年金給付の際の受給者の住所確認、生存確認	職員課	351
地方税法等	納税義務者所在調査、滞納者所在調査等の住所確認	税務課	14,348
消防法	危険物取扱者免状、消防設備士免状交付申請の際の本人確認	消防課	2
旅券法	旅券の発給等の申請の際の本人確認	多文化共生・パスポート室 各地域振興局	33,525
原爆被爆者援護法	医療特別手当等手当給付の際の受給者の住所確認、生存確認	地域福祉課	2,107
電気工事士法	電気工事士免状交付申請等の際の本人確認	産業技術課	57
宅地建物取引業法	宅地建物取引業免許の交付申請等の際の本人確認	建築住宅課	12
旅行業法	旅行業の登録申請等の際の本人確認	山岳高原観光課	4
通訳案内士法	通訳案内士の登録申請等の際の本人確認	国際観光推進室	6
不動産鑑定評価法	不動産鑑定業者の登録申請等の際の本人確認	総合政策課	3
建築士法	建築士の届出等の際の本人確認	建築住宅課	8
住宅宿泊事業法	民泊の届け出をした者の実在確認	食品・生活衛生課	6
特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の届け出をした者の実在確認	広報・共創推進課	86
水道法	水道事業者の届出等の際の本人確認	水道事業課	20
感染症予防法	入院の勧告・措置事務等に係る本人確認	保健・疾病対策課	0
難病法	特定医療費の支給事務に係る本人確認	保健・疾病対策課	5
児童福祉法	養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給等	子ども・家庭課 保健・疾病対策課 障がい者支援課	0
児童扶養手当法	児童扶養手当の支給事務に係る本人確認	子ども・家庭課	0
母子父子寡婦福祉法	資金の貸付け、給付金の支給事務に係る本人確認	子ども・家庭課	0
生活保護法	保護の決定・実施事務等に係る本人確認	地域福祉課	4,340
身体障害者福祉法	身体障害者手帳交付事務に係る本人確認	障がい者支援課	118,179
精神保健福祉法	精神障害者保健福祉手帳交付事務等に係る本人確認	保健・疾病対策課	0
特別児童扶養手当法	特別児童扶養手当等の支給事務に係る本人確認	障がい者支援課	18,959
障害自立支援法	自立支援給付の支給事務に係る本人確認	保健・疾病対策課	0
中国残留邦人等自立支援法	支援給付の支給、配偶者支援金の支給事務に係る本人確認	地域福祉課	52
公営住宅法	公営住宅の管理事務に係る本人確認	公営住宅室	0
住宅地区改良法	改良住宅の管理事務等に係る本人確認	公営住宅室	0
特別支援学校就学奨励法	特別支援学校への就学のための経費支弁事務等に係る本人確認	教育委員会 (特別支援教育課)	0
高校無償化法	就学支援金の支給事務に係る本人確認	教育委員会 (高校教育課)	23,102
高等学校等就学支援金の支給に関する法律	就学支援金の支給事務に係る本人確認	私学振興課	6,438
児童手当法	児童手当の支給に係る本人確認	総務事務課	0
労働施策総合推進法	職業転換給付金の支給状況の登録	産業人材育成課	0
知的障害者福祉法	知的障害者の判定のための本人確認	障がい者支援課	19,905

条例事務(15事務)	利用事務の概要	担当課	利用件数
	条例事務計		
退職年金の給付	受給者の住所確認、生存確認	職員課	102
心身障害者扶養共済年金の支給	年金受給権者の住所確認、生存確認	障がい者支援課	10,006
国有農地等の管理及び処分	国有農地の旧所有者の所在調査等の際の住所確認	農業政策課	25
高等学校等奨学金等の返還	連帯保証人・返還義務者の所在調査等の際の住所確認	教育委員会 (高校教育課)	0
放置違反金等の徴収	納付義務者の所在調査等の際の住所確認	公安委員会 (交通指導課)	0
住民監査請求に関する事務	住民監査請求人の本人確認	監査委員 (監査委員事務局)	2
生活に困窮する外国人の保護	外国人住民の住所確認、個人番号確認	地域福祉課	0
公立高校授業料の減免	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
公立高校奨学金給付金の支給	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
公立高校学び直し支援金の支給	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
私立高校授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
私立高校被災生徒授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
私立高校等奨学金給付金の支給	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
私立高等学校学び直し支援金の支給	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0
私立小中学校等授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	私学振興課	0

<b>総計(法定事務+条例事務)</b>	<b>251,650</b>
----------------------	----------------



## マイナンバーを利用して外部へ情報提供を行う事務に係る 自主点検の結果がまとまりました

昨年度国の方針に基づき全国で実施された「マイナンバー情報総点検」において、本県では、対象とされた事務(障害者手帳3事務)の点検により、マイナンバーの紐付け(各事務の本人情報をマイナンバーとともに管理することで、外部へ提供できるようにすること)の誤りが1件(身体障害者手帳情報)判明し、昨年11月2日に公表しました。

この結果を受け、事務処理に万全を期すため、総点検の対象の3事務だけでなく、マイナンバーの紐付けを行う全ての事務(3事務を含む17事務)に範囲を広げ、手法も広げて自主的に点検したところ、9事務において計60件の紐付け誤りが判明しました。

この紐付け誤りの対象情報が外部へ流出しないよう速やかに対応するとともに、誤りを修正しました。なお、これまでに外部への流出は確認されていません。

また、この紐付け誤りによる手帳交付や手当給付等の誤りはありません。

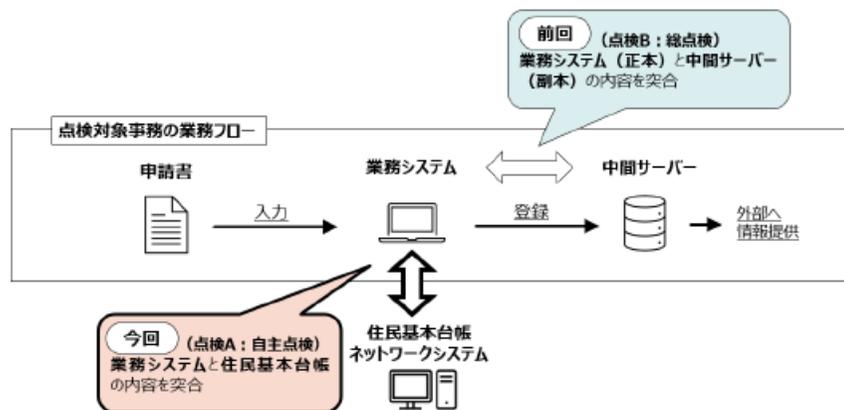
今後、同様の事象が発生することのないよう、再発防止策を講じてまいります。

### 1 自主点検の経緯・概要

前回実施した総点検では、各業務システムに入力された内容(マイナンバーを含む情報)が正確であることを前提に、その正確なコピーが中間サーバーに登録(副本登録)されているかを点検しました(点検B)。

今回実施した自主点検では、各業務システムに入力された内容(マイナンバーを含む情報)が正確であることを確認するために、その内容が住民基本台帳の内容と一致しているかを点検しました(点検A)。

前回の総点検では国の方針に基づき障害者手帳3事務について点検しましたが、今回の自主点検では点検範囲・手法ともに拡大し、マイナンバーの紐付けを行う全ての事務(3事務を含む17事務)について詳細に点検しました。



### 2 自主点検の結果

項番	事務	担当課	点検対象	うち 紐付け誤り
1	特定医療費(指定難病)	保健・疾病対策課	27,107	0
2	小児慢性特定疾病医療費	保健・疾病対策課	2,602	0
3	精神障害者保健福祉手帳	保健・疾病対策課	35,968	6
4	自立支援医療(精神通院医療)	保健・疾病対策課	72,522	8
5	生活保護	地域福祉課	963	0
6	中国残留邦人等自立支援	地域福祉課	51	0
7	身体障害者手帳	障がい者支援課	57,359	31
8	療育手帳	障がい者支援課	23,586	6
9	特別児童扶養手当	障がい者支援課	9,134	4
10	特別障害者手当	障がい者支援課	381	2
11	障害児福祉手当	障がい者支援課	154	0
12	経過的福祉手当	障がい者支援課	1	0
13	障害児施設入所支援	障がい者支援課	1,279	0
14	児童扶養手当	こども・家庭課	2,580	1
15	母子父子寡婦福祉資金	こども・家庭課	1,848	1
16	職業転換給付金	産業人材育成課	87	0
17	特別支援教育就学奨励費	特別支援教育課	8,624	1
計			244,246	60

### 3 マイナンバー紐付け誤りに係る初動対応及び影響

- マイナンバーは外部への情報提供に利用するものであるため、紐付け誤りの対象情報が外部へ流出(マイナポータルで閲覧、他自治体等へ提供)しないよう速やかに対応するとともに、誤りを修正しました。なお、これまでに外部への流出は確認されていません。
- マイナンバーは内部の業務における個人の特定に利用するものではないため、紐付け誤りによる手帳交付や手当給付等の誤りはありません。

### 4 マイナンバー紐付け誤りの原因別件数

	(件)
申請書に記入されたマイナンバーに誤りがあったこと	28
職員が業務システムに入力したマイナンバーに誤りがあったこと	32
計	60

### 5 マイナンバー紐付け誤りの再発防止策

今回判明した紐付け誤りの原因を踏まえ、各事務におけるマイナンバーの確認において、常に起こり得るヒューマンエラーによる誤りを機械的に検知し、修正する手順を加えることで、紐付け誤りが生じないようにします。

具体的には、これまでの「申請内容と業務システムの入力内容の突合」に加えて、今後は外部へ情報提供できるようにする前に「業務システムの入力内容と住民基本台帳の内容の突合」を、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して電子データで機械的に行い、必要な修正を行います。

資料 3	長野県本人確認情報等保護審議会
	令和 7 年 1 月 22 日

## 県の住民基本台帳ネットワークシステム セキュリティ対策（監査報告）について

# 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策について

- 住基ネットの適切な利用を担保するため、「制度・技術・運用」の3つの側面からセキュリティ対策を実施

## 制度面

- 記録する情報を「本人確認情報」に限定
- 職員の秘密保持義務
- 「本人確認情報」の提供先の制限
- 「本人確認情報」の利用事務を限定

住民基本台帳法で規定

## 技術面

- 専用回線の利用
- ファイアウォールによる外部からの不正な通信の防止
- 操作者認証に生体認証（静脈認証）を導入

## 運用面

- 職員教育の徹底（セキュリティ対策の周知・徹底）  
住基ネットを利用する新規担当職員を対象とした研修会の実施
- 業務アプリケーション利用上のセキュリティ対策  
業務以外での利用禁止、権限のない者による不正な操作防止、出力情報からの情報漏えい防止を徹底
- 物理的なセキュリティ対策  
入退室管理による不正アクセス防止、空調設備の確保や災害対策などによる重要機器の物理的保護を実施
- システム管理に関するセキュリティ対策  
USB、ドキュメント（書類）及び住基ネット利用履歴の徹底管理
- 委託業者の管理  
契約書による委託業者の秘密保持義務の明確化、委託業務の管理・監視



対策が適切に機能しているかを、「自己点検」「内部監査」「外部監査」によりチェック

# 令和6年度住民基本台帳ネットワーク監査について

- 事務利用機関の住基ネットの適正な運用を図るため、セキュリティ責任者(市町村課長)が監査を実施
- 監査の実施に当たっては、セキュリティ責任者及びネットワーク管理者(デジタルインフラ整備室長)が監査実施計画を毎年作成し、県機関における住基ネットに係る運用や職員が遵守すべき事項が守られているかを確認

## 【監査の実施方法】

事務利用機関等(県庁内各課、地域振興局)が自ら行う「自己点検」、内部監査人が行う「内部監査」、外部監査人が行う「外部監査」の3種を実施

区分	内容	実施時期	監査人	対象機関
自己点検 (H20から実施)	調査表の該当項目について、1点から3点の3段階で自己点検を行う	毎年1回	各機関の責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務利用機関(36機関) 県庁各課及び地域振興局総務管理課</li> <li>・運用機関(2機関) 市町村課、デジタルインフラ整備室</li> </ul>
内部監査 (H20から実施)	自己点検結果について内部監査人が実地に検証する	1機関あたり 3年に1回	セキュリティ責任者及びネットワーク管理者の指定する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務利用機関(36機関)</li> </ul>
外部監査 (H21から実施)	自己点検結果について外部監査人が実地に検証する		一定の資格・能力を有する監査人	

# 監査結果について

## 【令和6年度監査結果】

区分	実施機関	監査人	監査結果等 (3点満点)
自己点検 (R6.5~R6.7)	事務利用機関、運用機関(36機関)	各機関責任者	2.99点
内部監査 (R6.11~R6.12)	税務課、総務事務課、保健・疾病対策課 障がい者支援課、産業技術課、産業人材育成課、 高校教育課、特別支援教育課 上伊那地域振興局、北信地域振興局 (10機関)	市町村課 デジタルインフラ整備室	2.97点
外部監査 (R6.12)	建設政策課、上田地域振興局(2機関)	外部監査人 ((株)インテック)	2.97点

## 【監査での指摘事項と対応案】

○ 本人確認情報の不適切な利用はなかったものの、次のとおり住基ネットの管理・運用に関する事務手続きに不備あり。

(内部監査)

・管理帳票(ドキュメント管理簿、帳票管理簿)を作成していなかった。(県庁:2機関、地域振興局:1機関)

(外部監査)

・帳票した本人確認情報を鍵のかかるキャビネットに保管していなかった。(県庁:1機関)

**監査での指摘事項については、全事務利用機関に周知するとともに、毎年度当初に実施している担当者研修会においても共有し、住基ネットの適切な運用を図る。**

# 令和7年度住民基本台帳ネットワーク監査の実施について（案）

## 【基本的な考え方】

1. 全ての事務利用機関を対象に、自己点検を年1回実施する。
2. 全ての事務利用機関を対象に、内部監査又は外部監査を3年間で1回実施する。
3. 新規事務利用機関については、利用開始年度に内部監査を実施する。

## 【令和7年度の監査について】

第6期監査（R5～R7の3年間）においても、上記基本的な考え方に基づき、全ての事務利用機関を対象に内部監査又は外部監査を3年間で1回実施する。

## （令和7年度監査計画）

	監査人	対象機関
内部監査	市町村課、デジタルインフラ整備室職員	こども・家庭課、県民の学び支援課、食品・生活衛生課、農業政策課、交通指導課、監査委員事務局、国際交流課、佐久地域振興局、松本地域振興局、北アルプス地域振興局（10機関）
外部監査	一定の資格・能力を有する者	山岳高原観光課、長野地域振興局（2機関）

資料 4	長野県本人確認情報等保護審議会
	令和 7 年 1 月 22 日

## 本人確認情報の利用拡大について

# 県事務における利用拡大について①（案）

## 国家資格等のオンライン・デジタル化に伴う事務について

該当課	医師・看護人材確保対策課(准看護師)、健康増進課(栄養士) こども家庭課(保育士)、介護支援課(介護支援専門員)
事務内容	資格システムに登録されている資格者の定期的な本人確認
事務区分	法定事務(保健師助産師看護師法、栄養士法、児童福祉法、介護保険法)
事務の流れ	① 資格に係る申請 ② 申請書等による個人番号の取得や確認 ③ 審査結果等の通知 ④ 資格システムに登録されている資格者の定期的な本人確認
想定利用件数	年間 43,000件程度 医師・看護人材確保対策課(年間 24,000件程度)、健康増進課(年間17,300件程度) こども家庭課(年間600件程度)、介護支援課(年間1,100件程度)

(イメージ)



# 県事務における利用拡大について①（案）

## ○ 国家資格等のデジタル化の概要

現行で紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係の事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続きのオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するもの。

### 実現イメージ

#### 施策1：オンライン申請等の実現

マイナポータルや公的個人認証の活用による

- ①申請手続きのデジタル化・オンライン化
- ②厳格な本人確認 等の実現

#### 施策2：住基ネット・戸籍等との連携

住基ネット・戸籍との連携により

- ①添付書類の省略や死亡届、変更手続きの不要化
- ②登録情報の真正性・正確性の確保 等の実現

資格申請者等

①申請・照会

④通知・資格表示等

#### 施策3：資格情報提示等のデジタル化

自己情報取得API等の活用により、

- ①スマホ等に資格情報を表示
- ②本人を介した資格情報の提供 等の実現

#### オンライン申請

- (資格毎の各種申請)
- 資格登録申請
- 登録事項変更申請
- 登録抹消申請
- 受験申請...etc

#### 各種お知らせ

- (資格毎の各種通知)
- 資格更新手続きの案内
- 申請不備通知...etc

#### 資格情報提供

- (資格情報提供)
- デジタル資格証の表示
- 資格情報の提供...etc

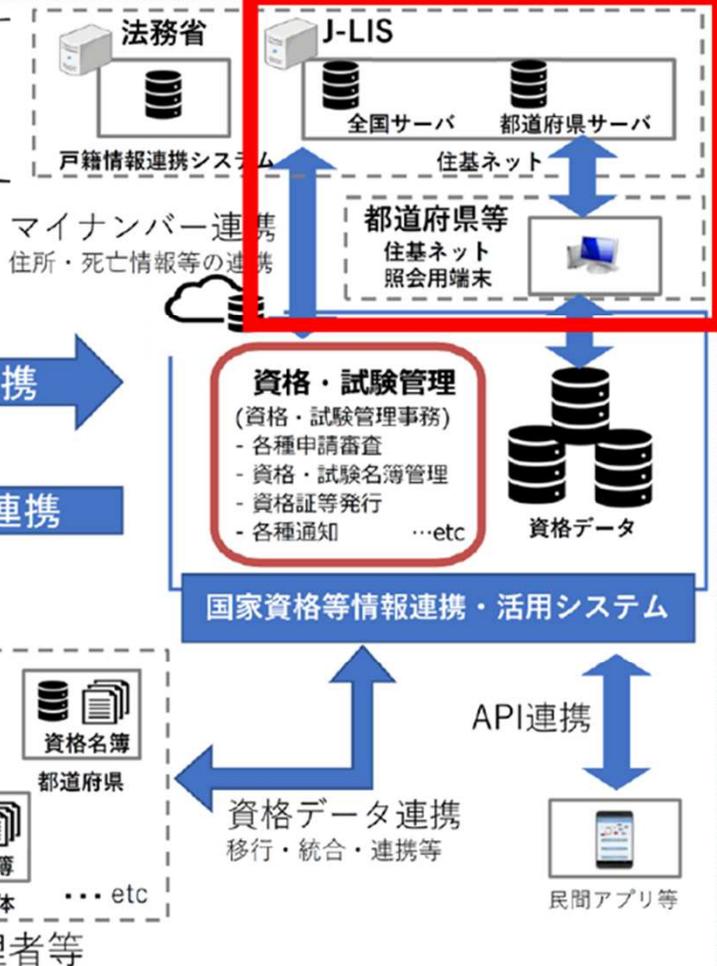
マイナポータル

②データ連携

③データ連携



資格管理者等



【出典】国家資格等情報連携・活用システムの概要説明(デジタル庁資料)

# 県事務における利用拡大について①（案）

○ 税・社会保障等に係る以下の34資格は、個人番号利用事務に指定し、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を実施。以下の資格は先行してシステムによるデジタル化の検討を行い、順次サービス開始。

①	医師 (医師臨床研修修了者)	⑫	言語聴覚士	⑳	介護福祉士
②	歯科医師 (歯科医師臨床研修修了者)	⑬	臨床検査技師	㉑	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉒	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉓	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉔	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	㉕	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	㉖	保育士
⑧	理学療法士	㉒	はり師	㉗	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉓	きゅう師	㉘	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉔	柔道整復師	㉙	税理士

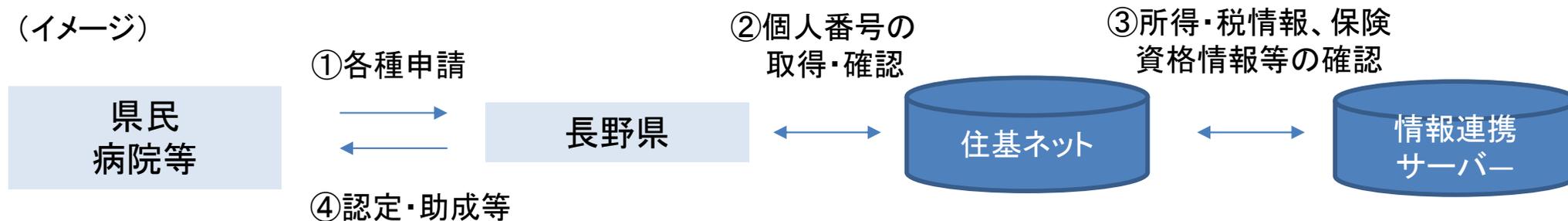
※ 赤枠の資格は都道府県知事が名簿備え付け機関となっている

## 県事務における利用拡大について②（案）

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する事務、ウイルス肝炎医療費給付事業に関する事務  
ウイルス性肝炎患者等重症化予防治療推進事業の実施に関する事務について

該当課	感染症対策課
事務内容	感染症に係る医療費等の受給資格の審査や助成額の算定に必要な、患者の所得・税情報、保険資格情報等をマイナンバーを利用して取得する
事務区分	準法定事務、番号利用条例事務
事務の流れ	①各種申請 ②申請書等による個人番号の取得や確認 ③申請内容の審査(所得・税情報、保険資格情報等の確認) ④認定・助成等
想定利用件数	年2,000件程度

(イメージ)

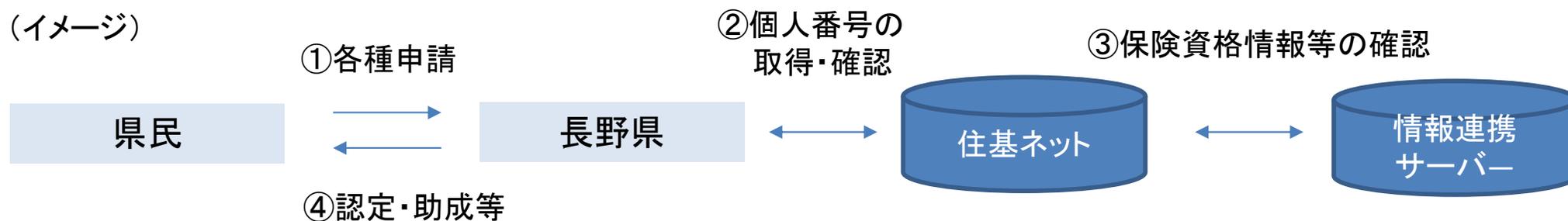


# 県事務における利用拡大について③（案）

特定疾患治療研究事業に関する事務、長野県特定疾病医療費助成事業に関する事務、遷延性意識障害者医療費給付事業に関する事務について

該当課	保健・疾病対策課
事務内容	難病の患者又は遷延性意識障害者に対する医療費の支給認定に係る審査のために必要な、患者の保険資格情報等をマイナンバーを利用して取得する
事務区分	準法定事務、番号利用条例事務
事務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>①支給認定等に係る申請受理</li> <li>②申請書等による個人番号の取得や確認</li> <li>③申請内容の審査(所得・税情報、保険資格情報等の確認)</li> <li>④審査結果等の通知、医療費助成等</li> </ul>
想定利用件数	年30件程度

(イメージ)



資料 5	長野県本人確認情報等保護審議会
	令和 7 年 1 月 22 日

## 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムの セキュリティ対策について

# 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策

- 市町村においても、県のセキュリティ対策と同様に、「自己点検」及び総務省が実施する「外部監査」が行われてきたところだが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、実地での「外部監査」が令和2年度まで未実施
- 感染症対策を踏まえた「外部監査」を実施するため、令和3年度から地方公共団体情報システム機構において、リモートによる「実機調査」「リモート監査」「リモートヒアリング」及び「オンラインセミナー」を実施

## 【令和6年度のセキュリティ対策の実施状況】

### 1 自己点検

総務省が定めたチェックリストの項目について1点から3点の3段階で自己点検を実施

対象	平均点	3点未満の主な理由
全市町村	2.99	管理規程類の不備、点検簿による確認の未実施

### 2 感染症対策を踏まえた監査等の実施

区分	監査人	対象	実施時期	内容
実機調査	総務省 及びJ-LIS	全市町村	R6.8	実機(住基ネットの利用端末等)の設定が適切なものになっているかをパッチプログラムにより確認
リモート監査		2市1村 (小諸市、東御市、 高山村)	R6.9～12	自己点検結果の内容をウェブ会議システムを活用し網羅的に監査
リモートヒアリング		25市町村 (長野市ほか)	R6.9～12	リモート監査の監査項目を重点化し、電話でのヒアリングを実施

### 3 県の関り

各種監査において、点数が低いものや監査人から指摘を受けた事項について、フォローアップを実施